

西部地域協議会と西部地区及び塩尻地区自治会連合会連絡会設置要綱

【平成21年3月25日承認】

第1 連絡会の設置

西部地区・塩尻地区の重要課題について、西部地域協議会と西部地区自治会連合会及び塩尻地区自治会連合会が相互に連携を図り、解決に向け取り組むため、「西部地域協議会と西部地区及び塩尻地区自治会連合会連絡会」（以下「連絡会」という。）を設ける。

第2 連絡会の参集範囲

連絡会の参集範囲は、次のとおりとする。

- (1) 西部地域協議会の会長及び副会長
- (2) 西部地区自治会連合会の会長、副会長及び会計
- (3) 塩尻地区自治会連合会の会長及び副会長
- (4) 必要に応じて関係組織の上記以外の者
- (5) 西部地域協議会事務局職員

第3 役員

- (1) 連絡会に役員は置かない。
- (2) 事務局は、西部地域協議会事務局とする。

第4 連絡会の開催

- (1) 連絡会は、必要に応じて開催するものとする。
- (2) 連絡会は、必要により関係する自治会連合会と西部地域協議会の会議とすることもできる。
- (3) 連絡会の招集は、事務局が行うものとする。

第5 取組事項

連絡会は、次の事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 西部地域の地域まちづくり方針の実現
- (2) 西部地域の課題解決
- (3) 各自治会連合会の課題解決
- (4) その他参加組織間の意見交換

第6 その他

- (1) 連絡会に会計を置かない。